

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市植木地域農産物の駅
- 2 指定管理者 熊本市北区植木町岩野 6 4 番地の 1
有限会社 三河屋スーパー
代表取締役 緒統 勝
- 3 指 定期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。